

6 法人が合併する場合の届出等

(1) 合併認証申請手続き

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を経て他の特定非営利活動法人と合併することができます。

合併しようとする法人は、合併の議決をした社員総会の議事録謄本等を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を得なければなりません。（法第34条第3項、第4項、法第34条第5項で準用する法第10条）

所轄庁は、合併の認証申請があったときは、設立の認証申請を受理したときと同様に、インターネットの利用により公表、2週間の縦覧後、2か月以内に認証・不認証の決定を行います。（法第34条第5項で準用する法第10条、第12条）

提出書類（条例第18条）		提出部数	掲載頁
合併認証申請書（別記第11号様式）		1部	73
添付書類	1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	各1部	添付書類については、手引「設立編」をご覧ください。
	2 定款	3部	
	3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）※うち2部は役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	3部	
	4 各役員の就任承諾及び誓約書の謄本	各1部	
	5 各役員の住所又は居所を証する書面	各1部	
	6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1部	
	7 確認書	1部	
	8 合併趣旨書	3部	
	9 合併の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	3部	
	10 合併の当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	3部	

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（誤字又は脱字等の軽微なものに限りです。）

補正書（60頁を参照）

※ 手引「設立編」を参照の場合は、書類中の「設立」を「合併」に置き換えて作成してください。

(2) 合併認証後の手続き

- ① 特定非営利活動法人は、合併の認証があったときは、その認証通知のあった日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、次の②により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければなりません。（法第35条第1項、条例第19条）
- ② 特定非営利活動法人は、合併の認証があったときは、その認証通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内（2か月間を下回ることはできない）に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別に催告しなければなりません。（法第35条第2項）
- ③ 債権者が、この期間に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなされます。（法第36条第1項）
- ④ 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これを弁済若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。（法第36条第2項）

7 合併の登記が完了した場合に提出する書類

特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによってその効力を生じます。（法第39条第1項）

合併の登記を行った法人は、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書（法第39条第2項で準用する法第13条第2項、条例第20条）及び法第30条の規定による閲覧又は謄写の用に供する書類（条例第12条）を所轄庁に提出しなければなりません。

提出書類		提出部数	掲載頁
届 出 書	合併登記完了届出書（別記第12号様式）	1 部	74
添付書類	当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び合併の時の財産目録	1 部	—
閲覧又は 謄写用 書 類	定款（合併認証申請時と同じもの）	2 部	—
	役員名簿（合併認証申請時と同じもの）（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	2 部	—
	合併の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（合併認証申請時と同じもの）	2 部	—
	合併の当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（合併認証申請時と同じもの）	2 部	—
	法第35条第1項に規定する財産目録	2 部	—
	合併の認証に係る認証書の写し（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	2 部	—
	登記事項証明書の写し（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	2 部	—

別記第11号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）

代表者の氏名

電 話 番 号

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）

代表者の氏名

電 話 番 号

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 ☐ ① 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考）

- 1 ☐ ① の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記載すること。
- 2 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
 - (2) 定款（法第10条第1項第1号）〔3部〕
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔3部〕
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (8) 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔3部〕
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔3部〕
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）〔3部〕

（日本産業規格 A4）

別記第12号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電 話 番 号

合 併 登 記 完 了 届 出 書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録（法第13条第2項）を添付すること。
- 2 この届出書の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として次に掲げる書類を提出すること。
 - (1) 定款(特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (2) 役員名簿(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (3) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (4) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (5) 1の財産目録(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (6) 合併の認証に係る認証書の写し(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕
 - (7) 1の登記事項証明書の写し(条例第12条第1項の表の第1号)〔2部〕

(日本産業規格 A4)